



合併協定書

袋井市・浅羽町

1 合併の方式

袋井市及び磐田郡浅羽町（以下「1市1町」という。）を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年4月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、袋井市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、袋井市新屋一丁目1番地の1（現袋井市役所）とする。

また、現在の浅羽町役場は、支所機能及び分庁機能を併せ持つものとする。

なお、このあり方については、組織・機構の編成と併せ、合併時までに構築するものとする。

5 財産及び債務の取扱い

1市1町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(1) 議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条及び第7条の規定は適用せず、新市設置の日から50日以内に選挙を実施する。

(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条の規定による選挙区は、設置しない。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条の規定による新市の議会の議員の定数は、26人とする。

なお、新市における第2回目の一般選挙からは定数を削減するものとする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会については、農地等の権利移動の許認可や、諸証明の発行等に支障をきたすことのないよう、次のとおり調整する。

- (1) 1市1町の農業委員会は、合併時に統合し、新市に1つの農業委員会を置くものとする。
- (2) 1市1町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月18日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (3) 在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数は、22人とする。

8 地域審議会等の取扱い

地域住民の声を新市の市政に反映させるため、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の浅羽町の区域に地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の組織及び運営等については、次のとおりとする。

- (1) 名称
浅羽地区地域審議会
- (2) 設置期間
合併の日から10年間とする。
- (3) 所掌事務
ア 当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申する。
 - (ア) 新市建設計画の変更に関する事項
 - (イ) 新市建設計画の執行状況に関する事項
 - (ウ) その他市長が必要と認める事項イ 必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。
- (4) 組織
ア 地域審議会は、委員15人以内で組織する。
イ 委員は、当該区域に住所を有する者で、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (ア) 公共的団体等の代表者
- (イ) 学識経験を有する者
- (ウ) 公募により選任された者

(5) 委員の任期

委員の任期は、2年とする。

9 地方税の取扱い

1市1町で同一の制度については現行のとおりとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、袋井市の制度に統一する。
- (2) 入湯税については、浅羽町の制度を適用する。
- (3) 都市計画税については、袋井市の例により課税する。

ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用し、浅羽町の区域については課税しないこととし、合併年度に続く5年度以内に統一を図るものとする。

なお、統一する際には、新市の状況を踏まえた上で税率及び課税区域について検討を行うものとする。

納期については、固定資産税と同様とする。

10 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員定数については、合併時は現行の定数を基本に移行するものとし、合併後速やかに定員適正化計画を策定する。
なお、合併後10年間の一般職（医療職、保育士、幼稚園教員を除く）の職員採用にあたっては、定年退職者の3割を目標とする。
- (3) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。
- (4) 給与体系については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併時に袋井市の制度を基本に統一を図る。

11 特別職の身分の取扱い

特別職の身分については、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- (1) 市長のほか常勤の特別職として助役、収入役、教育長を置く。
給料については、袋井市の給料額を基本に調整するものとする。
- (2) 議会議員の報酬については、袋井市の報酬額を基本に調整するものとする。
- (3) 行政委員会については、各法令の定めるところにより設置するものとし、委員報酬については、袋井市の報酬額を基本に調整する。
- (4) 新市において必要なその他の特別職については、1市1町の現行の定数、任期、報酬額等を基本に調整する。
- (5) 新市発足時の市長職務執行者については、あらかじめ1市1町の長が別に協議して定める。

12 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、各種事務事業の調整内容に基づき、次の整備方針により整備するものとする。

<条例・規則等の整備方針>

新市発足時には、1市1町の条例・規則等はすべてその効力を失うことから、新市において、新たに条例・規則等を制定し、施行するものとする。

なお、条例・規則等の制定にあたっては、各種事務事業の調整内容に基づき、住民生活に支障をきたすことのないよう、次の区分により整備するものとする。

- (1) 新市の設置に関する基本的な事項として、合併と同時に市長職務執行者の専決処分等により即時制定し、施行するもの
- (2) 合併後、逐次制定し、施行するもの
- (3) 1市1町で施行されていた条例・規則等を、新市の条例・規則等として一定の地域に暫定的に施行するもの

13 事務組織及び機構の取扱い

事務組織及び機構については、さらなる市民の利便性及び行政の効率性を確保する観点から、以下の方針により整備するものとする。

- (1) 市民にとって分かりやすく、より利用しやすい組織・機構
- (2) 市民の声をより積極的に反映することができる組織・機構
- (3) 簡素で効率的な組織・機構
- (4) 行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織・機構
- (5) 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- (6) 新市をさらに発展させることができる組織・機構

14 一部事務組合等の取扱い

- (1) 1市1町のみで構成されている静岡県磐田郡浅羽中学校組合については、合併の日の前日をもって解散し、これらに関する事務、財産及び職員は、すべて新市に引き継ぐ。
- (2) 静岡州市町村職員退職手当組合及び静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合については、浅羽町は合併の日の前日をもって脱退し、これらに関する事務及び財産は、すべて新市に引き継ぐ。
- (3) 上記以外の一部事務組合及び袋井市外3組合公平委員会については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
なお、浅羽町における公平委員会に関する県への事務委託については廃止する。
- (4) 袋井市森町浅羽町介護認定審査会については、合併の日の前日をもって廃止し、新市において新たに共同設置する。
- (5) 住民票等の相互交付及び湛水防除に関する事務委託については、合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において合併の日に新たな規約を定める。

15 使用料・手数料等の取扱い

使用料・手数料等については、新市における一体性の確保や負担の適正化等を考慮し、次のとおり調整する。

(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。

ただし、類似する施設の施設使用料については、これまでの整備の経過や規模等を踏まえ、合併時に統一もしくは再編する。

(2) 占用料（道路・河川）については、合併時に県の制度を適用する。

(3) 手数料については、合併時に統一もしくは再編する。

16 公共的団体等の取扱い

(1) 公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、これまでの経緯や実情を踏まえ、統合又は再編に向けて調整に努めるものとする。

ア 1市1町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。

イ 1市1町に共通している団体で、実情等により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努めるものとする。

ウ 1市1町を包含している団体及び単独で独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

(2) 土地開発公社の取扱い

ア 磐田郡南部土地開発公社については、浅羽町は関係する債権債務を清算するとともに、合併の前日までに脱退するものとする。

イ 新市における土地開発公社については、合併時に現袋井地域土地開発公社を基本に再編する。

17 補助金・交付金等の取扱い

補助金・交付金等については、従来の経緯や実績等を踏まえ、公共的必要性・有効性・公平性等を総合的に判断する中で、次のとおり調整する。

(1) 1市1町で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、制度の一元化に努める。

(2) 1市1町における独自の補助金・交付金等については、これまでの事業の実績等を踏まえ、新市全体の均衡を保つよう調整する。

(3) 所期の目的を達成したものや、事業効果の少ない補助金・交付金等については、他の制度との統合や廃止により整理するものとする。

18 町名・字名の取扱い

町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。

19 慣行の取扱い

慣行については、従来の実績等を勘案し、次のとおり調整する。

(1) 市章、市民憲章及び市の木・花・鳥・歌については、新市において新たに定める。

なお、市章については、新市の名称決定後、検討するものとする。

(2) 都市宣言及びイメージソング等については、新市において検討する。

20 国民健康保険制度の取扱い

国民健康保険制度については、被保険者に対する負担の公平やサービスの均一化に留意し、次のとおり調整する。

(1) 賦課方式については、現行のとおり保険税とし、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式とする。

(2) 保険税率については、合併時に再編する。

なお、応能・応益の割合については、低所得者により有利な軽減措置が適用される55：45となるよう努めるものとする。

また、賦課限度額は、法定限度額とする。

(3) 賦課期日及び税算定業務については、現行のとおりとする。

なお、納期については、1回当たりの負担を軽減できるよう、合併時までに調整するものとする。

(4) 給付事業については、1市1町で同一の制度については現行のとおりとし、差異のあるものについては、現行のサービスが低下することのないよう配慮する中で、合併時に統一又は再編する。

(5) 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。

21 介護保険制度の取扱い

- (1) 介護保険料については、区分、基準額、保険料率、賦課期日及び軽減措置は、現行のとおりとし、納期は、合併時に浅羽町の制度に統一する。
- (2) 保険給付については、現行のとおりとする。
- (3) 介護保険事業計画については、1市1町の現行計画を基本として、合併時に再編する。
- (4) 介護相談員派遣事業については、1市1町の現行の事業内容を基本として、合併時に再編する。
- (5) 介護保険モニター制度については、合併時に袋井市の制度を適用する。

22 消防団の取扱い

消防団については、住民の生命と財産を災害から守るため、指揮命令系統を明確にし、迅速な対応ができるよう、次のとおり調整する。

- (1) 消防団は、合併時は現行の2団をそれぞれ継続するものとし、合併翌年度に統合する。
- (2) 組織編成については、名称を袋井市袋井消防団、袋井市浅羽消防団とし、定員、職名・定数及び構成については、現行のとおりとする。
- (3) 団員の身分については、そのまま新市に引き継ぐ。
- (4) 団員の報酬については、現行の報酬額を基本として、合併時に統一する。
- (5) 入退団式、消防出初式等の行事については、合併後統一又は再編に努めるものとする。

23 各種事務事業の取扱い

23-1 電算システム事業

新市の電算システムについては、合併を機にさらなる効率性と確実性の確保に努めるとともに、住民生活に支障を及ぼすことのないよう、次のとおり調整する。

- (1) 住民情報システムについては、袋井市のシステムに統合する。
- (2) 内部情報システムについては、電子自治体対応機能を備えた新システムに移行する。

- (3) 個別電算処理システムについては、関連する事務事業の調整方針に基づきシステムを調整する。
- (4) 戸籍システムについては、浅羽町のシステムに統合する。

23-2 姉妹都市・国際交流事業

姉妹都市及び国際交流事業については、これまでの経緯及び実情を踏まえ、引き続き友好関係を継続する。

23-3 広報広聴関係事業

広報広聴関係事業については、さらなる情報提供の充実に努めるとともに、住民との意見交換を図るため、次のとおり調整する。

- (1) 広報紙の発行については、月2回とする。
- (2) ホームページについては、1市1町の現行の機能を基本とし、新市において新たに作成する。
- (3) テレホンガイドについては、袋井市の制度を適用し、当分の間継続する。
- (4) 同報無線による広報については、従来の実績等を踏まえ、合併時に袋井市の制度を基本に再編する。
- (5) 市政懇談会については、従来の実績等を踏まえ、新市において新たな制度を検討する。
- (6) 市政モニター制度については、合併時に再編する。

23-4 消防防災関係事業

消防防災関係事業については、災害時における迅速かつ適切な対応ができるよう、次のとおり調整する。

- (1) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
また、災害対策本部の組織体制については、新市の組織と併せ再編する。
- (2) 防災訓練については、新市において一体的に実施する。
- (3) 自主防災組織については、現行の組織を基本として存続する。
- (4) 防災無線については、新市において速やかに整備計画を策定し、計画的に整備する。
なお、同報無線については、緊急放送が同時発信できるよう、合併時に整備する。

23-5 交通関係事業

交通関係事業については、住民の安全を確保するとともに、より一層の利便性の向上を図るため、次のとおり調整する。

- (1) 交通安全計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 交通安全推進体制については、新市において一体的な活動ができるよう調整する。
- (3) 交通安全運動については、新市において一体的に実施する。
- (4) 交通事故相談については、合併時に袋井市の制度を基本として再編する。
- (5) 交通傷害保険については、民間による保険制度が充実してきたことから、現契約満了時をもって廃止する。
- (6) 自主運行バスについては、現行のとお市新市に引き継ぎ、合併後速やかに路線等の見直しを行う。

23-6 コミュニティ・地域自治関係事業

コミュニティ・地域自治関係事業については、新市の一体性を速やかに確保するとともに、より広域的なコミュニティの充実を図るため、次のとおり調整する。

- (1) 地縁による団体の名称、代表者の身分、市・町からの交付金等については、合併時に再編する。
なお、団体の区域については、現行のとおりとする。
- (2) コミュニティ推進事業については、合併時に再編する。

23-7 窓口業務

窓口業務については、さらなる住民の利便向上を図るため、次のとおり調整する。

- (1) 平日の時間外証明書交付サービスについては、合併時に袋井市の制度を適用する。
- (2) 年度末の証明書交付サービスについては、合併時に袋井市の制度を適用する。

- (3) 日曜日の証明書交付サービスについては、合併時に本庁において午前半日実施する。

なお、支所での実施については、新市の状況を踏まえ検討する。

- (4) 電話受付による住民票の交付サービスについては、窓口業務の日曜日実施に伴い廃止する。
- (5) 郵便による戸籍、身分証明等の交付サービスについては、合併時に袋井市の制度を適用する。
- (6) 時間外及び休日の戸籍届出（婚姻、出生、死亡等）の受付については、現行のとおりとする。
- (7) 住民相談については、合併時に再編する。

23-8 環境衛生事業

環境衛生事業については、自然環境の保全に努めるとともに、清潔で快適な生活環境を維持・創造するため、次のとおり調整する。

- (1) 一般廃棄物処理計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 家庭ごみ分別回収については、住民生活に支障をきたさないよう、合併時に再編する。
- (3) 一般廃棄物処理手数料については、可燃ごみ処理に係るものは、現行のとおとし、不燃ごみ処理に係るものは、合併時に袋井市の制度を適用する。
- (4) 一般廃棄物処理業等許可申請手数料については、合併時に袋井市の制度を適用する。

23-9 健康増進事業

健康増進事業については、生涯を通じた健康づくりを支援するため、次のとおり調整する。

- (1) 地域保健計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 母子保健計画については、新たに次世代育成支援行動計画として、合併時に策定する。
- (3) 検診・検査等については、現行の方式（総合検診、集団検診、個別検診）を維持するものとし、実施内容及び一部負担金については、合併時に再編する。

- (4) 予防接種、健康づくり推進事業、各種相談事業については、合併時に再編する。
- (5) 乳幼児医療費助成については、現行のとおりとする。
- (6) 乳幼児健診等、育児支援事業については、1市1町で同一のものは現行のとおりとし、差異のあるものは合併時に再編する。
- (7) 第一次救急医療（夜間・休日診療）については、現行のとおりとする。

23-10 上水道事業

上水道事業等については、新市において安全で良質な水を安定的に供給できるよう、次のとおり調整する。

- (1) 上水道事業計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 上水道料金については、合併時は現行のとおりとし、新市における給水及び水利用の状況を踏まえ、合併後5年度以内に再編するものとする。
なお、災害や漏水等に対する水道料金の軽減については、合併時に再編する。
- (3) 上水道加入分担金については、合併時は現行のとおりとし、上水道料金の再編と併せ調整するものとする。
- (4) 上水道に関する手数料については、合併時に再編する。
- (5) 簡易水道については、現行のとおりとする。

23-11 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、ともに認め合い支え合う地域社会を築くとともに、障害者の自立とさらなる社会参加が促進されるよう、次のとおり調整する。

- (1) 障害者計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 国や県の制度に基づいて実施している事業については、引き続き推進する。
- (3) 各種手当・給付・助成事業については、現行のサービスが低下することのないよう配慮する中で、合併時に統一又は再編するものとする。

- (4) ヘルパー派遣・相談事業・各種支援事業については、効率的な事務事業の推進はもとより、さらなる住民サービスの向上に配慮する中で、合併時に統一又は再編するものとする。

23-12 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、高齢者が健康でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、次のとおり調整する。

- (1) 高齢者保健福祉計画については、1市1町の現行計画を基本として、合併時に再編する。
- (2) 国や県の制度に基づいて実施している事業については、引き続き推進する。
- (3) 各種手当・給付・助成事業については、現行のサービスが低下することのないよう配慮する中で、合併時に統一又は再編するものとする。
- (4) ヘルパー派遣・相談事業・各種支援事業については、効率的な事務事業の推進はもとより、さらなる住民サービスの向上に配慮する中で、合併時に統一又は再編するものとする。
- (5) 敬老事業については、合併後に再編する。

23-13 児童福祉事業

児童福祉事業については、次代を担う子どもの健やかな成長と子育て家庭を総合的に支援するため、次のとおり調整する。

- (1) エンゼルプラン（児童育成計画）については、新たに次世代育成支援行動計画として、合併時に策定する。
- (2) 国や県の制度に基づいて実施している事業については、引き続き推進する。
- (3) 各種手当・給付・助成事業については、現行のサービスが低下することのないよう配慮する中で、合併時に統一又は再編するものとする。
- (4) 相談事業・各種支援事業については、効率的な事務事業の推進はもとより、さらなる住民サービスの向上に配慮する中で、合併時に統一又は再編するものとする。

23-14 保育事業

保育事業（保育所関連）については、公私協力のもと、さらなる子育てを支援するため、次のとおり調整する。

- (1) 保育日及び保育時間については、現行のとおりとする。
- (2) 国や県の制度に基づいて実施している事業については、引き続き推進する。
- (3) 保育料については、合併時に浅羽町の制度を基本に再編する。
- (4) 保育サービスについては、現行のサービスを維持するものとする。

23-15 生活保護事業

生活保護事業については、生活に困窮する住民の暮らしを保障するため、次のとおり調整する。

- (1) 生活保護法による扶助費等については、国の制度に準じて実施する。
- (2) 旅費欠者への旅費等の支給については、合併時に袋井市の制度を適用する。

23-16 人権啓発事業

人権啓発事業については、住民のさらなる理解と認識を深めるため、新市において一体的に実施する。

23-17 その他の福祉事業

その他の福祉事業については、これまでの実績を勘案するとともに、新市全体の均衡が保たれるよう、次のとおり調整する。

- (1) 献血推進事業については、合併時に再編する。
- (2) 戦没者慰霊事業については、合併後に再編する。
- (3) DV相談については、現行のとおりとする。
- (4) 災害援護事業については、合併時に袋井市の制度を適用する。
- (5) 災害救助法関係事業については、現行のとおりとする。

23-18 都市計画関係事業

都市計画関係事業については、さらに魅力的で住みやすい都市空間を創造するため、次のとおり調整する。

- (1) 国土利用計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 公園整備事業については、引き続き推進するものとする。
- (3) 土地区画整理事業については、現在施行中の事業は引き続き実施するものとする。
- (4) 土地区画整理事業補助金については、袋井市の制度を適用する。
- (5) 土地区画整理事業推進補助金については、合併時に廃止する。

23-19 建設関係事業

建設関係事業については、安全で利便性の高い都市機能をより充実させるため、次のとおり調整する。

- (1) 道路整備計画、河川等整備計画については、新市都市計画マスタープランとの整合を図り、新市において速やかに策定する。
- (2) 道路・橋梁台帳については、合併後に再編するとともに、道路台帳地図のデータ化及び道路情報管理システムの導入を検討するものとする。
- (3) 市道の路線認定等については、合併時に袋井市の制度に統一する。
- (4) 直営舗装事業・道路補修事業等については、合併時に再編し、段階的に民間委託へ移行するものとする。
- (5) 道路・排水路工事に伴う地元負担金については、合併時に廃止する。
- (6) 急傾斜地崩壊対策事業については、安全性・緊急性の観点から引き続き実施する。

なお、受益者負担金については、合併時に袋井市の制度を適用する。

- (7) 道路・河川・海岸愛護運動については、合併時に浅羽町の制度を基本に再編する。

なお、実施団体への報奨金については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編するものとする。

23-20 下水道事業

下水道事業については、新市における生活排水対策を計画的・効率的に推進するため、次のとおり調整する。

- (1) 公共下水道基本計画については、合併時は1市1町の現行計画を新市に引き継ぐものとし、平成17年度に予定されている「静岡県生活排水処理長期計画」の変更に合わせて再編する。
- (2) 公共下水道使用料については、合併時に袋井市の制度を基本に再編する。
ただし、小川町浄化センター使用料については、公共下水道へ接続するまでの間、現行料金を継続する。
- (3) 公共下水道事業受益者負担金については、合併時は現行のとおりとし、次期公共下水道事業計画の変更時（平成18年度）に処理区ごとに調整するものとする。
- (4) 下水道指定工事店証交付等手数料については、合併時に再編する。
- (5) 農業集落排水処理施設使用料及び受益者分担金については、現行のとおりとする。
- (6) 宅内排水設備工事資金融資あっせん及び利子補給については、合併時に袋井市の制度を基本に再編する。

23-21 農林水産関係事業

農林水産関係事業については、効率的で安定的な農業構造の実現を図るとともに、森林資源の保護育成を促進するため、次のとおり調整する。

- (1) 農業振興地域整備計画については、国土利用計画、総合計画等との整合を図り、新市において速やかに策定する。
- (2) 各種作物振興事業については、1市1町の現行の振興策を基本に実施する。
- (3) 生産調整推進に関する補助制度については、合併時に再編する。
ただし、必要に応じて経過措置を検討するものとする。
- (4) 農業基盤整備事業については、現在施行中の事業は引き続き実施するものとする。

なお、新規事業における受益者負担金及び土地改良区への補助金については、合併時に再編する。

- (5) 農業制度資金については、農業融資制度事業に基づき、合併後も継続する。

なお、利子補給制度については、合併時に再編する。

- (6) 森林整備計画については、新市において速やかに策定する。
- (7) 森林整備事業については、現行の事業を継続する。

23-22 商工観光関係事業

商工業及び観光事業の振興については、関係団体との連携を強化するとともに、さらなる活性化を図るため、引き続き積極的な振興施策を推進するものとする。

- (1) 産業振興事業については、1市1町のこれまでの取り組み経過を踏まえ継続するものとする。

ただし、実施方法等については、新市において調整するものとする。

- (2) 中心市街地活性化計画については、袋井市における計画を新市に引き継ぐものとする。
- (3) 企業誘致事業については、新たな企業進出による雇用の創出及び安定的な財政基盤の確保のため、引き続き積極的に推進する。
- (4) 融資制度については、現行のとおり継続するものとし、利子補給については、1市1町で有利なものを適用する。
- (5) 雇用対策事業については、現行の制度を基本とし、合併時に再編する。
- (6) 勤労者福祉事業については、合併時に袋井市の制度を適用する。
- (7) 観光振興事業については、合併時に袋井市の制度を適用する。

ただし、観光イベントについては、1市1町におけるこれまでの実績を生かし継続するものとし、実施主体や開催内容等については、新市において調整するものとする。

23-23 学校教育関係事業

学校教育関係事業については、未来を担う子どもたちが自ら学び考える力を育むとともに、人間性豊かに成長できるよう、次のとおり調整する。

(1) 幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

学級編制基準については、新市において再編する。

幼稚園保育料及び預かり保育料については、合併時に浅羽町の制度に統一する。

(2) 小中学校については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

通学区域については、合併時は現行のとおりとし、合併後、望ましい通学区域について検討するものとする。

(3) 情報教育基盤の整備については、引き続き推進するものとする。

(4) 教育支援センターについては、合併時に袋井市の制度を適用する。

(5) 心身障害児教育については、現行のとおりとする。

なお、養護学級補助員については、養護学級の編成及び運営状況に応じて配置するものとする。

(6) 中学校における教育相談については、現行のとおりとする。

(7) 小学校教育における社会科副読本の編集については、合併後、新市の実態を踏まえ再編するものとする。

また、学習成果発表会については、現行のとおりとする。

(8) 中学校教育における外国語指導助手の配置については、合併時に袋井市の制度を基本に再編する。

また、交流事業の実施については、合併後に再編する。

(9) 児童生徒の適正な健康管理を行うための検診及び各種検査については、合併時に再編する。

(10) 学校給食については、合併時は現行のとおりとする。

なお、実施対象・方法及び保護者負担金については、これまでの実績等を踏まえ、新市において検討するものとする。

23-24 社会教育関係事業

社会教育関係事業については、学ぶことの楽しさを実感し、生涯にわたってより豊かな生活を実現できるよう、次のとおり調整する。

(1) 生涯学習推進大綱については、新市の状況を踏まえ、合併後速やかに策定する。

(2) 生涯学習推進事業については、現在実施している事業を基本とし、新市において再編する。

(3) 公民館については、これまでの経過と自主性を尊重し、合併時は現行のとおり新市に引き継ぐものとし、合併後、地域コミュニティや健康づくりの機能を含め、新市の実態に即した望ましい公民館のあり方を検討するものとする。

(4) 文化施設については、施設相互の連携強化を図り、新市に引き継ぐものとする。

また、各種の文化振興事業については、合併時は現行のとおり実施することとし、再編にあたっては新市の実態を踏まえた中で関係団体と協議するものとする。

(5) 青少年健全育成事業については、関係機関との連携強化に努め、さらなる推進体制の充実を図り引き続き実施する。

(6) 国・県の指定文化財については現行のとおりとし、1市1町がそれぞれ指定する文化財については、新市の指定文化財として引き継ぐものとする。

(7) 図書館については、施設相互の連携強化を図り、新市に引き継ぐものとする。

なお、利用者の利便性を高めるため、開館時間、休館日等については、合併時に再編する。

23-25 スポーツ振興事業

スポーツ振興事業については、さらなる市民の体力づくりを推進するとともに、健康の増進を図るため、次のとおり調整する。

- (1) 社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
なお、施設の利用時間及び休日については、合併時に再編する。
- (2) 学校体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
ただし、運営方法については、合併後、袋井市の制度を基本に再編する。
- (3) 各種スポーツ大会については、関係団体の意向やこれまでの経過を踏まえて実施するものとする。
- (4) スポーツの普及・推進事業については、合併時に再編する。
- (5) 各種スポーツ教室の開催については、1市1町の現行制度を基本として、合併時に再編する。

23-26 その他事業

- (1) 総合計画については、新市建設計画との整合を図り、合併後速やかに策定する。
- (2) 行政改革大綱については、新市の状況を踏まえ、合併後速やかに策定する。
- (3) 男女共同参画計画については、新市の状況を踏まえ、合併後速やかに策定する。
なお、推進事業については、1市1町の現行制度を基本として、合併時に再編する。
- (4) 情報公開制度については、合併時に再編する。
- (5) 個人情報保護制度については、合併時に袋井市の制度を基本に再編する。

24 新市建設計画

新市建設計画については、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。


調 印 書

立 会 人

袋井市及び浅羽町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく袋井市・浅羽町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年1月25日

袋井市長

原 田 英 之 

浅羽町長

村 松 駿 

静岡県知事

石 川 嘉 延

袋井市議会議長

伊 豫 田 真 雄

浅羽町議会議長

久 保 田 龍 平